



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

| | | | |
|-------|--|------------|----|
| 1190 | 産業廃棄物処理施設の設置許可申請 | (循環型社会推進課) | 1 |
| *1191 | 平成29年和歌山県告示第831号(化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る 総量規制基準)の一部改正 | (環境管理課) | 2 |
| 1192 | 指定自立支援医療機関の変更 | (障害福祉課) | 3 |
| 1193 | 〃 | (〃) | 3 |
| 1194 | 〃 | (〃) | 3 |
| 1195 | 〃 | (〃) | 3 |
| 1196 | 〃 | (〃) | 4 |
| 1197 | 〃 | (〃) | 4 |
| 1198 | 〃 | (〃) | 4 |
| 1199 | 〃 | (〃) | 4 |
| 1200 | 令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札に参加 する者に必要な資格等 | (産業技術政策課) | 5 |
| 1201 | 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 | (森林整備課) | 7 |
| 1202 | 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 | (〃) | 8 |
| 1203 | 保安林の指定の解除 | (〃) | 9 |
| 1204 | 保安林予定森林 | (〃) | 9 |
| 1205 | 保安林の指定施業要件の変更 | (〃) | 10 |
| 1206 | 〃 | (〃) | 10 |
| 1207 | 公共測量の実施 | (技術調査課) | 11 |
| 1208 | 〃 | (〃) | 11 |
| 1209 | 道路の区域変更 | (道路保全課) | 11 |
| 1210 | 港湾法により撤去した物件等の保管 | (港湾空港振興課) | 11 |

○ 公告

| | | |
|------|-----------|----|
| 入札公告 | (産業技術政策課) | 12 |
|------|-----------|----|

告 示

和歌山県告示第1190号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要等を次のとおり告示するとともに、同条第2項の申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る設置を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

大阪府大阪市平野区加美北一丁目19番18号

株式会社林総業 代表取締役 林信男

- (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
和歌山県橋本市彦谷字細石722番外20筆
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
安定型最終処分場
- (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - ア 廃プラスチック類
 - イ ゴムくず
 - ウ 金属くず
 - エ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
 - オ がれき類

以上5種類（いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まない。ア、エ及びオについては、石綿含有産業廃棄物を含む。）

- (5) 申請年月日
令和2年12月22日

2 縦覧場所、期間及び時間

- (1) 縦覧場所
和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課及び橋本保健所衛生環境課
- (2) 縦覧期間
令和4年10月28日（金）から同年11月28日（月）まで（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時45分まで

3 意見書について

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者で生活環境保全上の見地からの意見のあるものは、次のとおり意見書を提出することができる。

- (1) 提出期間
令和4年10月28日（金）から同年12月12日（月）まで（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。）
- (2) 提出先
 - ア 和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電子メール e0318003@pref.wakayama.lg.jp
 - イ 橋本保健所衛生環境課
郵便番号 649-7203 橋本市高野口町名古曾927
- (3) 意見書の形式等
 - ア 意見書の提出方法は、郵送、持参又は電子メールによるものとする。
 - イ 意見書の形式は問わない。
 - ウ 意見書には、生活環境保全上の見地からの意見と共に、住所、氏名、対象となる産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の名称を日本語により記載すること。

和歌山県告示第1191号

平成29年和歌山県告示第831号（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準）

の一部を次のように改正する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1を次のように改める。

1 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。）別表第2第3号ホに掲げる区域

3（1）の表1の項中「特別措置法」を「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）」に改める。

3の備考中、「別表第2第1号については、特別措置法第5条第1項に規定する区域に設置されている指定地域内事業場にあつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに適用し、別表第2第2号及び第3号」を「別表第2」に改める。

和歌山県告示第1192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があつたので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------|------------|---------|-----------|-------------|----------|
| そうごう薬局榎原中央店 | 和歌山市榎原73-1 | 医療機関の名称 | ヤタヤ薬局木の本店 | そうごう薬局榎原中央店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1193号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があつたので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|-------------|---------|---------|-----------|----------|
| そうごう薬局榎原店 | 和歌山市榎原83-10 | 医療機関の名称 | えのきはら薬局 | そうごう薬局榎原店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1194号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があつたので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-----------|-------------|---------|----------|-----------|----------|
| そうごう薬局太田店 | 和歌山市太田69-15 | 医療機関の名称 | ヤタヤ薬局太田店 | そうごう薬局太田店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------|---------------|---------|--------|-------------|----------|
| そうごう薬局きのもと店 | 和歌山市木ノ本261-22 | 医療機関の名称 | きのもと薬局 | そうごう薬局きのもと店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|---------------|----------------------------|---------|----------|---------------|----------|
| そうごう薬局こまつばら通店 | 和歌山市小松原通五丁目15 イケジリテナントビル1F | 医療機関の名称 | こまつばら通薬局 | そうごう薬局こまつばら通店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1197号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|-------------|---------|-------|------------|----------|
| そうごう薬局次郎丸店 | 和歌山市次郎丸69-1 | 医療機関の名称 | 次郎丸薬局 | そうごう薬局次郎丸店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1198号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------------|-----------------|---------|---------|------------|----------|
| そうごう薬局六十谷店 | 和歌山市六十谷1023-1-4 | 医療機関の名称 | 六十谷調剤薬局 | そうごう薬局六十谷店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1199号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 変更内容 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|--------------|--------------|---------|--------|--------------|----------|
| そうごう薬局紀の川打田店 | 紀の川市打田1415-4 | 医療機関の名称 | 那賀調剤薬局 | そうごう薬局紀の川打田店 | 令和4.10.1 |

和歌山県告示第1200号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する調達の名称及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達

予定契約電力 396kW 予定調達電力量 1,612,437kWh

(2) 契約期間

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間（令和5年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。
コンソーシアムにあっては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以下「小売電気事業者」という。）であること。
コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。
- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和4年4月1日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。
コンソーシアムにあっては、2の（9）の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は郵送により提出するものとする。

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

（ウ）個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の（8）の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の（9）の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の（10）の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年10月28日（金）から同年11月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和

歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年10月28日（金）から同年11月4日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4)の質問に対する回答は、令和4年11月11日（金）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県工業技術センターのホームページ（<https://www.wakayama-kg.jp>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年11月4日（金）から同月14日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

なお、3の(5)の和歌山県工業技術センターのホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和4年11月25日（金）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年12月5日（月）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和4年12月12日（月）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1201号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和4年11月18日から令和5年3月31日まで

2 林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

令和4年8月2日から同年10月20日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1202号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

御坊市、美浜町、印南町、白浜町、串本町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和4年11月18日から令和5年3月31日まで

2 森林病虫害の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破砕すること。

4 命令をしようとする理由

令和4年8月2日から同年10月20日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1203号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字湯本1242の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1204号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町小川字長753の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1205号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1206号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和4年10月18日から令和5年2月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市神前、和田及び西地先

和歌山県告示第1208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（現地測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和4年10月18日から令和5年2月24日まで
- 3 作業地域 和歌山県岩出市西国分地先他

和歌山県告示第1209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

| 区 間 | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員 メートル | 延 長 メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 西牟婁郡すさみ町周参見字立野 中山5252番1地先から同町周参 見字立野口2659番1地先まで | 旧 | 8.25 } 21.22 | 283.00 | |
| 同上 | 新 | 8.65 } 34.89 | 283.00 | |

和歌山県告示第1210号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定により撤去した物件等について、同条第3項の規定により保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該物件等の撤去、保管、売却その他の措置に要した費用については、法第56条の4第8項の規定により、当該物件等の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の負担とする。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保管した物件等の名称又は種類、形状及び数量

| 整理番号 | 種類 | 材質 | 縦×横×高さ(cm) |
|------|-------------------|--------|---------------|
| 1 | 冷蔵庫 | プラスチック | 30×50×90 |
| 2 | ゴミ箱 | プラスチック | 40×50×90 |
| 3 | 冷蔵庫 | プラスチック | 50×55×125 |
| 4 | 倉庫 | 鉄 | 225×170×300 |
| 5 | 倉庫 | 鉄 | 225×160×300 |
| 6 | はしご、ドラム缶、電気製品、ロープ | 鉄、麻 | 1,100×300×110 |
| 7 | 船台 | 鉄 | 75×170×60 |
| 8 | 栈橋 | 鉄 | 95×260×75 |
| 9 | 物置 | 鉄 | 470×230×210 |

2 保管した物件等の放置されていた場所及び当該物件を撤去した日時

場所 和歌山市毛見の和歌山下津港（和歌浦・海南地区）放置等禁止区域内

日時 令和4年9月27日（火）午前9時から同日午後5時まで

3 保管した物件等の保管を始めた日時及び保管場所

日時 令和4年9月27日（火）午後5時から

場所 和歌山市雑賀崎2007番地5

4 保管した物件等を返還する場合の手続

和歌山下津港湾事務所において、身分証明書及び所有者等であることを証明する書類を提示すること。

5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）

公 告

入札公告

令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年10月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達

和歌山県工業技術センター 和歌山市小倉60番地

予定契約電力 396kW 予定調達電力量 1,612,437kWh

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和5年3月1日から令和6年2月29日までの1年間（令和5年3月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第1200号に規定する令和4年度及び令和5年度和歌山県工業技術センター電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

(2) 期間

令和4年10月28日（金）から同年11月11日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県工業技術センターのホームページ（<https://www.wakayama-kg.jp>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年10月28日（金）から同年11月4日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年11月11日（金）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県工業技術センターのホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小倉60番地

和歌山県工業技術センター研究交流棟6階 研修室

イ 入札日時

令和4年12月19日（月）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年12月16日（金）午後4時までに和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県工業技術センター企画総務部の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。
- (7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県工業技術センター企画総務部総務管理課

イ 所在地

和歌山市小倉60番地

郵便番号 649-6261

電話番号 073-477-1271

ファクシミリ番号 073-477-2880

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Total electricity about 1,612,437kWh to use at the Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture

- (2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 19 December 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 16 December 2022)

- (3) Contact point for the notice :

General affairs and administration Division, Department of Planning and Administration,
Industrial Technology Center of Wakayama Prefecture,

60 Ogura, Wakayama City, 649-6261, Japan

TEL 073-477-1271

FAX 073-477-2880